第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の八の二第九項」を「第二十五条の九の二第九項」に改める。

第十八条の十五の十第二項中「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項（施行令第二十五条の九第十三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第十八条の十六を次のように改める。

第十八条の十六　削除

第十八条の十七第一項中「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者」を「個人又は同項第十一号に規定する内国法人若しくは外国法人」に改め、「第二号ロ」の下に「並びに第二項第二号」を加え、「その」と、同条第二項中「その年中の」とあるのは「その」と、「百万円」とあるのは「三十万円」を「「その」に改め、同条第二項中「交付をする者」の下に「（法第三十八条第三項及び第五項に規定する交付の取扱者を含む。）」を加え、同条第三項中「その」と、同条第六項中「その年中の」とあるのは「その」と、「百万円」とあるのは「三十万円」を「「その」に改め、同条第四項中「対価の」の下に「同項に規定する」を加える。

第十八条の十九第十三項第三号、第十五項第四号及び第十八項第四号中「第四十条第十項」を「第四十条第十一項」に改め、同条第二十項中「第二十五条の十七第二十一項に規定する財務省令」を「第二十五条の十七第二十四項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第二十一項」を「第二十五条の十七第二十四項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十九項中「第四十条第十一項に規定する財務省令」を「第四十条第十二項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十二項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十八項の次に次の七項を加える。

19　法第四十条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十条第十項に規定する譲渡法人（以下この条において「譲渡法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該譲渡法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ　法第四十条第十項に規定する幼稚園（以下この条において「幼稚園」という。）を設置する者　当該幼稚園の廃止若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十項第一号に規定する設置者の変更をいう。第二十一項において同じ。）の認可（同号に規定する認可をいう。イ、次項第二号イ及び第二十一項において同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ロ　施行令第二十五条の十七第二十項第二号イに規定する保育所（以下この条において「保育所」という。）を設置する者　当該保育所の廃止の承認（同号イに規定する承認をいう。ロ及び次項第二号ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該承認の申請をした日

ハ　施行令第二十五条の十七第二十項第二号ロに規定する保育機能施設（以下この条において「保育機能施設」という。）を設置する者　当該保育機能施設の設置者変更の届出（同号ロに規定する設置者変更の届出をいう。）を行つた日

二　当該譲渡法人が法第四十条第十項に規定する譲受法人に贈与をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量並びに当該贈与予定年月日

三　当該譲受法人の名称及び主たる事務所の所在地、当該譲受法人が当該贈与を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十一項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的（施行令第二十五条の十七第二十二項に規定する事業に係るものに限る。）並びに当該譲受法人の次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ　法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする者　幼保連携型認定こども園（次項に規定する幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受けた日又は当該設置の認可の同号に規定する申請をした日

ロ　幼稚園を設置しようとする者　幼稚園（第二十一項に規定する幼稚園に限る。）の設置若しくは設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する設置者の変更をいう。）の認可（同号に規定する認可をいう。ロにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ハ　保育所を設置しようとする者　保育所（第二十三項に規定する保育所に限る。）の設置の認可（施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する認可をいう。ハにおいて同じ。）を受けた日又は当該認可の申請をした日

ニ　保育機能施設を設置しようとする者　譲渡法人が設置していた保育機能施設につき、その設置者の変更（施行令第二十五条の十七第二十一項第三号ロに規定する変更をいう。）を事由とする届出（同号ロに規定する届出をいう。）が行われた日

四　第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該譲渡法人が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該譲渡法人に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五　その他参考となるべき事項

20　施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、第一号に掲げる施設及び第二号に掲げる施設の職員組織等を基にする幼保連携型認定こども園とする。

一　施行令第二十五条の十七第二十一項第一号に掲げる幼保連携型認定こども園を設置しようとする者が設置する次に掲げるいずれかの施設

イ　幼稚園（その廃止の認可（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する認可をいう。イにおいて同じ。）を受け、又は当該認可の申請をしているものに限る。）

ロ　保育所（その廃止の承認（児童福祉法第三十五条第十二項に規定する承認をいう。ロにおいて同じ。）を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）

ハ　保育機能施設（その廃止の届出（児童福祉法第五十九条の二第二項の規定による届出をいう。）を行つているものに限る。）

二　譲渡法人が設置する次に掲げるいずれかの施設

イ　幼稚園（その廃止の認可を受け、又は当該認可の申請をしているものに限る。）

ロ　保育所（その廃止の承認を受け、又は当該承認の申請をしているものに限る。）

21　施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定める幼稚園は、譲渡法人が設置する前項第二号イに掲げる幼稚園の職員組織等を基にする幼稚園又は譲渡法人が設置する幼稚園で設置者の変更の認可を受け、若しくは当該認可の申請をしているものとする。

22　施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に規定する財務省令で定める幼保連携型認定こども園は、同号に掲げる幼稚園を設置しようとする者のその設置しようとする幼稚園及びその者が設置する保育所又は保育機能施設を廃止し、これらの職員組織等を基に設置される幼保連携型認定こども園とする。

23　施行令第二十五条の十七第二十一項第三号イに規定する財務省令で定める保育所は、譲渡法人が設置する第二十項第二号ロに掲げる保育所の職員組織等を基にする保育所とする。